

入院患者等 Wi-Fi 設置運営事業に係る貸付に関する企画提案実施要領

市立甲府病院

令和 8 年 5 月

目次

1.	主旨	3
2.	調達概要	3
	(ア) 名称	3
	(イ) 調達内容	3
	(ウ) 契約形態	3
	(エ) 契約期間	3
	(オ) 最低提案価格(税抜き)	3
	(カ) 発注者及び事務局	3
3.	参加資格要件	4
4.	提出書類及び提出期限	4
	(ア) 参加表明に関するもの	4
	(イ) 企画提案に関するもの	5
	(ウ) 提案価格に関するもの	5
5.	企画提案のスケジュール	6
	(ア) 質問受付、及び回答	6
	(イ) 参加表明期限	6
	(ウ) 企画提案に関する書類提出期限	6
	(エ) 選考結果の公表	6
6.	現地の見学について	6
7.	選考について	6
	(ア) 審査委員会	6
	(イ) 優先交渉権者	7
8.	その他	7

1. 主旨

当院では、利用者（患者とその家族、お見舞い等 以下同様）の療養環境の快適性や利便性の向上を図ることを目的に、各病室、デイルーム、血液浄化療法室及び第来通院治療室へ Wi-Fi 環境を整備することとした。

他病院での事例を踏まえた豊富な技術・ノウハウを最大限に活用すべく、入院患者等 Wi-Fi 設置運営者を公募型企画提案（プロポーザル方式）により選考し、決定するものとする。

2. 調達概要

(ア) 名称

入院患者等 Wi-Fi 設置運営事業に係る貸付

(イ) 調達内容

患者が、病室、デイルーム、血液浄化療法室及び外来通院治療室において Wi-Fi を利用できるよう、当院が施設を事業者に貸し付け、事業者は貸し付けを受けた場所において Wi-Fi 環境の構築、提供及び運営管理を行う。

(ウ) 契約形態

「市立甲府病院における行政財産の貸付に関する基準」に基づく貸付契約とする。

(エ) 運営期間

令和8年10月1日から令和18年9月30日まで（10年間）とする。

(オ) 最低提案価格（税抜き）

貸付料については、変動賃料とし、入院患者等 Wi-Fi 設置運営事業の売上想定額の5.00%とする。

(カ) 発注者及び事務局

発注者 甲府市長 樋口 雄一

事務局 市立甲府病院事務局 病院事務総室 経営企画課

山梨県甲府市増坪町366番地

電話 055-244-1111（代）内線 2015

FAX 055-220-2650

電子メール byokeiki@city.kofu.lg.jp

3. 参加資格要件

本件に提案する企業は、全ての条件を満たすこと。本件の業務の一部を他企業に再委託する場合は、再委託する企業においても、全ての条件を満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者ではないこと。
- ③ 民事再生法（平成 11 年法令 225 号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者ではないこと。
- ④ 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑤ 租税を完納していること。
- ⑥ 次の実績を有していること。
 - (1) 200 床以上の医療機関に対し、過去 5 年以内に本件と同様の実績があること。本件の業務の一部を他企業に再委託する場合は、再委託する他企業の実績を含めることができる。
 - (2) Wi-Fi 設置運営の業務に対し、継続して 3 年以上実施した実績を有すること。
 - (3) 本件の業務の一部を他企業に再委託する場合は、再委託する業務内容に応じた実績を上記（1）（2）において有すること。担当する業務について、上記（1）（2）の実績の無い企業への再委託は認めない。

4. 提出書類及び提出期限

（ア）参加表明に関するもの

- ① 提出書類
 - (1) 入札参加表明書（様式 1）
 - (2) 会社概要等整理表（様式 3）
 - (3) 類似業務実績等一覧（様式 4）
 - (4) 機密保持確認書（様式 8）
 - (5) 宣誓書（様式 9）
 - (6) 誓約書（様式 11）
 - (7) 法人市民税の納税証明書（発行 3 ヶ月以内のもの）
 - (8) 個人情報保護に関する方針・規定（又は P マーク、ISMS 等の認証の複写）
- ② 提出期限
令和 8 年 6 月 26 日（金）午後 5 時まで
※期限に遅れた場合は参加を認めない
- ③ 提出部数
代表者印押印のもの 1 部、写しを 9 部、合計 10 部

- ④ 提出先
市立甲府病院事務局 病院事務総室 経営企画課

- ⑤ 提出方法
事務局へ直接持参すること（郵送不可）

(イ) 企画提案に関するもの

- ① 提出書類
 - (1) 企画提案書（表紙）（様式 2）
 - (2) 企画提案書
 - (3) 添付書類：会社及び商品・サービス説明のためのパンフレット等

- ② 提出期限
令和 8 年 6 月 26 日（金）午後 5 時まで
※期限に遅れた場合は参加を認めない。

- ③ 提出部数
代表者印押印のもの 1 部、写しを 9 部、合計 10 部
※なお、表紙には「様式 2」を使用し、紙製ファイルで綴り提出すること。

- ④ 提出先
市立甲府病院事務局 病院事務総室 経営企画課

- ⑤ 提出方法
事務局へ直接持参すること（郵送不可）

(ウ) 利用料金提案書に関するもの

- ① 提出書類
 - (1) 利用料金提案書（様式 5）
利用料金の作成にあたっては、様式 5-1 を記載し、様式 5 に記述すること。

- ② 提出期限
令和 8 年 6 月 26 日（金）午後 5 時まで
※期限に遅れた場合は参加を認めない。

- ③ 提出部数
代表者印押印のもの 1 部、写しを 9 部、合計 10 部

- ④ 提出先
市立甲府病院事務局 病院事務総室 経営企画課

- ⑤ 提出方法
事務局へ直接持参すること。（郵送不可）

5. 企画提案のスケジュール

(ア) 質問受付、及び回答

① 質問受付期間

令和8年6月3日(水)～令和8年6月12日(金)午後5時まで

② 受付方法

質問書(様式10)により、電子メールにて提出すること。

電子メールアドレス : byokeiki@city.kofu.lg.jp

※メールのタイトルには、Wi-Fi 設置運営質問事項と記載すること。

※電話での対応は不可とする。

③ 質問回答日

令和8年6月17日(水)を予定。

④ 質問回答方法

全ての質問に対する回答書を当院のホームページ上に掲載する。

尚、質問に対する回答は、各種要領、仕様書等の記載内容と同等の扱いとし、遵守及び実施義務が発生することに留意すること。

(イ) 参加表明期限

令和8年6月26日(金)午後5時まで

(ウ) 企画提案に関する書類提出期限

令和8年6月26日(金)午後5時まで

(エ) 選考結果の公表

令和8年7月上旬を予定。

参加した事業者には合否に関わらず、文書にて回答を行う。

6. 現地の見学について

提案を行うにあたり、現地の見学が必要な場合は、事前に事務局に申し入れること。

現地見学の期間は、令和8年6月3日(水)から令和8年6月12日(金)(土日は除く)とし、実施する時間は、当院と協議の上決定する。見学の人数は、5名以内とする。

7. 選考について

(ア) 審査委員会

選考にあたっては、入院患者等 Wi-Fi 設置運営事業者選考審査委員会(以下「審査委員会」という。)において策定された「優先交渉権者選考審査基準」(以下「審査基準」という。)に基づき、審査委員が企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、評価の高かった事業者を優先交渉権者として選考する。

また、次点交渉権者も併せて選考する。

(イ) 優先交渉権者

審査委員会にて選考された優先交渉権者は、市立甲府病院と仕様並びに価格等協議のうえ、契約を締結する。

ただし、優先交渉権者と協議が調わない場合、次点交渉権者と協議を行うものとする。

8. その他

- ① 参加資格要件にある租税については、法人市民税とし、納期限未到来及び延納証明があるものを除き、原則として直近の完納した法人市民税納付証明書（発行3ヶ月以内のもの）を入札参加表明書とともに提出すること。法人市民税納付証明書は、本店所在地の自治体が発行する証明書、または、甲府市内に営業所等がある場合には、甲府市の証明書を提出すること。
- ② 企画提案書の作成・提出等、本企画への参加に関する一切の経費は、参加者の負担とする。また提出書類は返却しない。
- ③ 企画提案書に記載した業務管理責任者を変更する場合には、事前に事務局に届け出るものとする。ただし、その場合には従前の業務管理責任者と同等以上の技術や経験を有することを示す証拠書類等を添付すること。
- ④ 提出書類の著作権等の取り扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は事業者に帰属する。但し、事業者選考結果の公表等において事務局が必要と認める用途については、事業者との合意の上、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- ⑤ 事業者は、参加する企業としては1つの提案しか行うことができない。但し、再委託される事業者はこれに該当しない。
- ⑥ 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。但し、事務局が認めた場合はこの限りではない。
- ⑦ 価格と企画提案書の内容に不整合が見受けられる等の疑義が認められる場合は、審査委員会は、提案内容について調査することができるものとする。
- ⑧ 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- ⑨ 次のいずれかに該当する事業者は無効とする。
 - (1) 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - (2) 「参加表明書」に記載された者以外の者が行った応募
 - (3) 参加表明書等に虚偽の記載、捺印等不記載があった応募
 - (4) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - (5) その他、実施要領等において示した条件等に違反した応募

以 上